
◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第7、議案第38号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第38号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明いたします。

（健康福祉課長 糸川成人君 説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（田中道源君） 先ほど説明の中で、今回の改正というものは、より納めている額の多い人から、負担を多くしていただいて、中間層の方々の軽減をそんなに増やさないようにしようという目的のものだというふうに聞きまして、大変よいことだなと思うんですけども・・・他の市町でも、やはりこのような、やり方で対応されているのかちょっとわかる範囲で教えていただけますか。

○健康福祉課長（糸川成人君） こちらの方の国の限度額に合わせた条例の改正というのはですね、半分ぐらいの市町が、同じ年にやっている。また、半分ぐらいの市町については、1年遅れでやっている、っていうのが実情のようです。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はございませんか。

○6番（渡辺文彦君） この改正の趣旨は今田中議員が説明されたように・・・つまり、所得の少ない方の負担を軽減する。また所得の多い方に負担を求めるということなんだけど、これ、低い方は僕はこれでわかるんだけど、ただ、高所得者が負担が増しになる分が表現されてないんだけど、これで、条例としてのバランスが取れるのかどうかよくわかんないんだけど。高い方の負担をどのような形でもって求められるのか・・・僕には、ここでは見えなないんだけど、それどこで表現されるんですか。

○健康福祉課長（糸川成人君） 国民健康保険税の算定につきましては、それぞれ、保険税率が、基礎課税額につきましては5.95%。後期分につきましては、2.4%、介護分につきましては2.3%とか・・・あと、人数によったりとか、世帯によったりということで、算出の根拠が

決まっております。そちらを算定している中でですね、その限度のほうは、計算した結果、例えば、今回ですと、基礎課税額に63万円を超えた場合には、そこは63万円にするというような形になりますので、そういう計算根拠自体は、全員おんなじというような形になります。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようであります。質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第38号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件
を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 11時03分）

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）
